

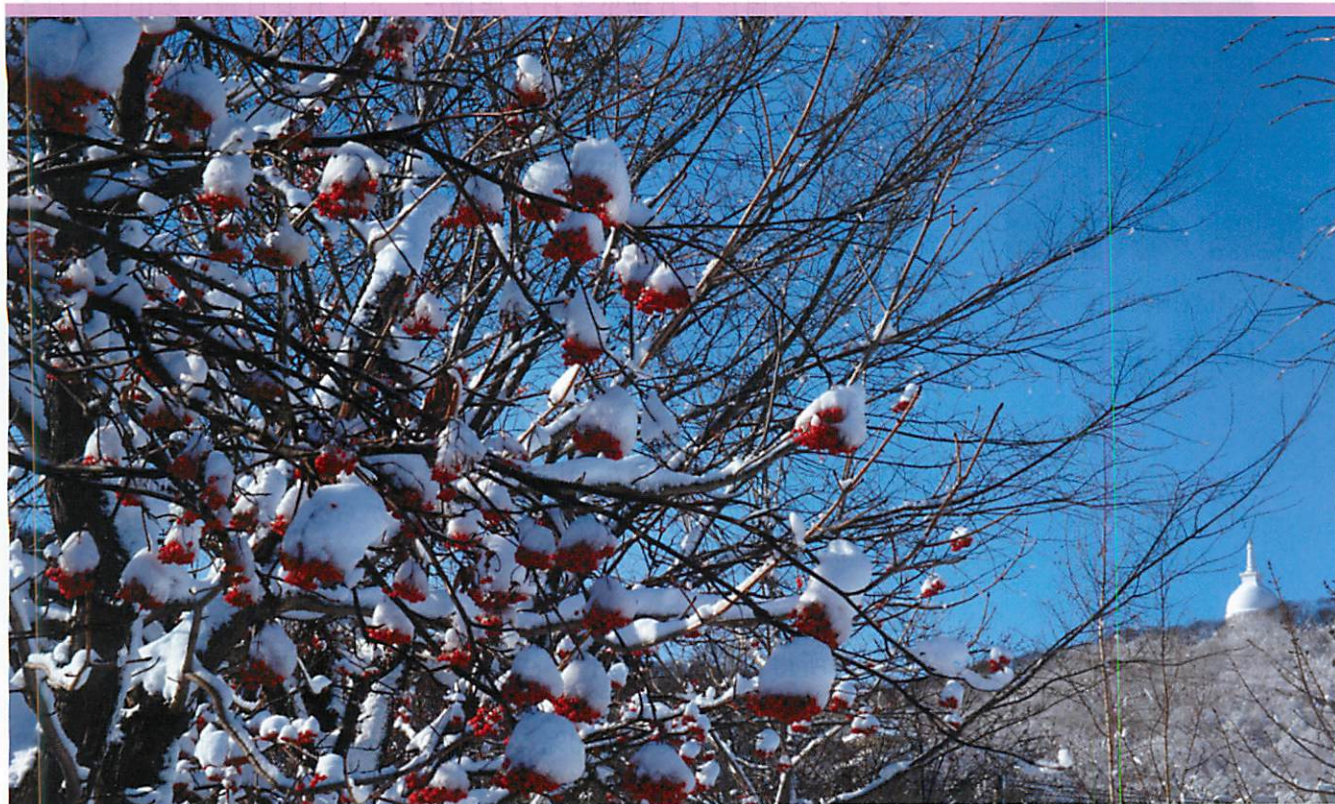
北間連だより

No.74

平成29年 1月31日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの間税会



札幌市：藻岩山

《 主要目次 》

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ●札幌国税局長年頭あいさつ …………… 2 | ●活動だより ……………12 |
| ●北間連会長年頭あいさつ …………… 3 | ●消費税期限内完納推進宣言 ……………13 |
| ●平成28年度納税表彰 …………… 4 | ●全間連第14回指定モデル会 ……………13 |
| ●「税の標語」関係 …………… 5～7 | ●国税広報 ……………14～16 |
| ●「税を考える週間」行事関係 …………… 7～11 | |

年 頭 の あ い さ つ

新年明けましておめでとうございます。
平成29年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

北海道間税会連合会の会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年は、北海道を次々と襲った台風の影響により、道内でも広い範囲で甚大な被害がもたらされました。

これらの台風により被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

北海道間税会連合会は、昭和48年の発足以来、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした活動を幅広く展開されております。

特に、平成元年4月の消費税創設の際には、事業者・消費者に対する啓発活動の先頭に立ち、「消費税制度定着推進運動」に取り組み、その後も、滞納防止のための「期限内完納運動」を推進されております。

また、「税の標語」の募集を通じた租税教育活動や各種研修会の開催、更にはe-Taxの利用促進など、様々な活動に積極的に取り組んでおられます。

こうした皆様方の取り組みは、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためにも欠かせないものであり、皆様方のご尽力に対しまして、心から敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

さて、消費税については、平成28年度予算ベースで約17.2兆円の税目となり、所得税（約18兆円）、法人税（約12.2兆円）とともに主要な税目の一つとなっております。

昨年11月に、消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度の実施時期を平成31年10月とする法律が公布され、消費税は国の基幹税としての重要性がますます高まってまいります。

私どもといたしましては、納税者の皆様が適正な申告・納付を行うことができますよう消費税法の改正内容等につきまして、一層の周知・説明に努めてまいり所存でございます。消費税に関する国民の関心がこれまで以上に高まる中、税務行政の良き理解者である皆様方の活動は、ますます重要なものとなると考えておりますので、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、社会保障・税番号制度につきましては、本年1月から所得税等の申告書や法定調書等の税務関係書類への個人番号・法人番号の記載が本格化しております。皆様方におかれましては、引き続き制度の周知等につきまして、御協力をお願い申し上げます。

結びに、この平成29年が北海道間税会連合会のますますの御発展と会員の皆様の更なる御繁栄の年となりますことを心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



札幌国税局長

山 崎 浩 二

年頭のあいさつ

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、当連合会の運営につきまして、特段のご協力・ご尽力をいただき誠にありがとうございます。

また、国税ご当局の皆様には、平素から間税会に対しまして深いご理解と多大なご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。



北海道間税会連合会会長
高橋 則行

さて、消費税率10%への引き上げは、「平成29年4月から2年半再延期し、平成31年10月にする」旨政府方針が示され、昨年11月18日、消費増税を再延期する税制改正関連法が参院本会議で可決、成立し、軽減税率の導入も同時期に先送りとなりました。

この軽減税率制度は、低所得者対策として導入される措置とはいえ、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、本来の低所得者対策にならないばかりか、多額の税収が失われるほか、複数税率の区分経理やインボイス制度導入等による事業者の事務負担増、さらには、今後、軽減税率の対象品目をめぐり低所得者対策という原点からかけ離れた要求の拡大が懸念されるなど、様々な問題が指摘されております。

間税会としては、これまでもそうであったように、法律を遵守し適正な申告と納税に努め、適時適切に対処していくことには変わりはありませんが、消費税は、消費に比例的負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には様々な問題があることからすると、「単一税率の維持と給付付き税額控除制度の導入」を今後とも提言していくなど、より良い制度となるよう声を上げていく必要が有るのだろうと考えております。

ところで、活発な間税会活動を推進していくためには、何よりも会員増強による組織拡大と財政基盤の強化を図ることが大事であり、全間連からも「3年間で35%の会員増を図る」という最重点施策が示され、この趣旨を踏まえ、これまでも皆様には多大なご尽力をいただいているところです。会員増強については、退会者が多いなどなかなか難しい現状にある中、「3年間で35%の会員増を図る」という取り組みもやがて3年が過ぎるという一区切りの時期になりましたが、これで歩みを止めることなく、組織拡大に向け引き続き皆様のご協力をお願いする次第です。

また、「消費税完納運動の更なる推進」も全間連の最重点施策として掲げられ、皆様には各種啓発活動に取り組んでいただいているところですが、昨年11月の「税を考える週間」には、北海道税務関係団体連絡協議会の構成5団体（道税理士会、道法連、道青連、道納連、北間連）総意の下、「消費税期限内完納推進宣言」を行ったところですが、この趣旨を踏まえ、今後とも各種施策を積極的に推進していくことをお願い申し上げます。

結びに、各間税会のますますのご発展と会員皆様のご繁栄を祈念し、また、国税ご当局の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしますとともに、今後とも私ども間税会に一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

平成28年度 納税表彰受彰おめでとうございます 敬称略

財務大臣表彰

荒 田 一 正



小樽間税会 顧問

国税庁長官表彰



戸 澤 亨

全国間税会総連合会 常任理事
北海道間税会連合会 副会長
札幌中間税会 会長



工 藤 修 二

全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
岩見沢間税会 会長



高 橋 勝 坦

帯広間税会 顧問

国税局長表彰

森 下 重 雄

北海道間税会連合会 常任理事
岩見沢間税会 副会長



湯 浅 義 弘

北海道間税会連合会 常任理事
旭川中間税会 常任理事



藤 田 健 次 郎

北海道間税会連合会 常任理事
苫小牧間税会 副会長



税務署長表彰

橋 本 靖 弘

北間連 監事 (札幌西間税会)

安 藤 恭 輔

北間連 常任理事 (札幌東間税会)

赤 坂 成 二

函館間税会 理事

船 本 統

岩見沢間税会 副会長

藤 田 健 慈

名寄間税会 副会長

田 邊 登 代 二

北間連 副会長 (稚間連合会)

中 島 渡

北間連 理事 (浦河間税会)

太 布 康 洋

北見間税会 理事

端 谷 恒 美

釧路間税会 常任理事

嶋 津 諭

根室間税会 理事

(注) 各受彰者の役職につきましては、他の税務関係団体等の役職にも在る場合、その役職名の記載は割愛して掲載しておりますのでご了承願います。

平成28年度

「税の標語」

沢山の応募
ありがとうございます

平成28年度「税の標語」の応募数は12間税会から6719点で、前年度（5084点）に比べ1635点の増加となっています。このうち、小中学生等からは6679点になっており、前年（4973点）に比べ1706点の増加となっています。応募のあった作品については全間連で審査の結果、「全間連・入選」に9点の作品が受賞となりました。また各学校ごとに別途「北間連会長賞（優秀賞）」の審査が行われ、161点の作品が受賞となりました。各賞の受賞者には「税を考える週間」等において、該当間税会の会長、役員の皆様を通じて賞状と記念品が贈られましたが、表彰された生徒さんの笑顔はとても晴れやかな素敵なものでした。また表彰関係については地元新聞等にも取り上げられるなど、間税会活動の一端を知っていただく良い機会ともなりました。（「税の標語」の募集は、税の標語を作る機会を通じて「税について考えてもらう」、「税を知ってもらう」という税の啓発等、間税会活動の一つとして取り組んでいるものです。特に租税教育という面からも沢山の子どもさんたちに応募していただきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願います。）

◎応募状況

単会名	応募総数	応募状況	左記内訳		単会名	応募総数	応募状況	左記内訳	
			学校	一般				学校	一般
札幌東	255	札幌市立の小学校（2校）	255		室 蘭	1027	室蘭市立の小学校（10校）	521	
札幌南	108	札幌市立の小学校（1校）	108				登別市立の小学校（7校）	296	
函 館	769	函館市立の小学校（4校）	769				伊達市立の小学校（6校）	210	
岩見沢	1872	岩見沢市立の小学校（13校）	1284		網 走	56	津別町立の中学校（1校）	42	
		岩見沢市立の中学校（6校）	588				美幌町立の中学校（1校）	14	
滝 川	363	滝川市立の中学校（1校）	363		釧 路	524	釧路市立の中学校（3校）	524	
旭川中	329	旭川市内の専門学校（1校）	254		十勝池田	71	本別町立の小学校（2校）	71	
		旭川市立の中学校（3校） 一般（会員等）		25			根室市立の中学校（5校）	176	
旭川東	725	旭川市立の小学校（1校）	3		根 室	620	別海町立の中学校（1校）	3	
		旭川市立等の中学校（5校） 一般（会員等）	707	15			中標津町立の中学校（2校）	288	
小 計	4421	学校・一般別の小計	4381	40			標津町立の中学校（2校）	101	
					羅臼町立の中学校（1校）	52			
合 計					小 計	2298	学校・一般別の小計	2298	0
					6719	学校・一般別の合計	6679	40	

◎全間連「入選」作品

（敬称略）

【札幌東】札幌市立本通小学校 太田七花
学校は みんなの税金使ってる
だからみんなで大切にしよう！

【旭川中】旭川市立北門中学校 妻鳥梨愛
税金を 知って納めて 明るい未来

【函 館】函館市立亀田小学校 糟谷柊太
この国を 支えるぼくらの 消費税

【旭川東】旭川市立明星中学校 日下華奈多
その税は みんなの生活 支えてる

【岩見沢】岩見沢市立美園小学校 杉本麗
この国の 明るい未来を担うのは
若い力と消費税

【室 蘭】登別市立青葉小学校 鈴木朝陽
この税で 日本の未来を 造ろうよ

【滝 川】滝川市立江陵中学校 福内ひなた
大切な 暮らしを守る 消費税

【釧 路】釧路市立鳥取中学校 桶屋ひなた
ありがとう 暮らしを支える 「消費税」

【根 室】中標津町立中標津中学校 古御堂哉音
税を知る 心がつくる ゆたかな社会

「税の標語」表彰 受賞者の皆さんと共に (は〜い…チーズ!)



札幌市立本通小学校の皆さん(札幌東間税会)



札幌市立平和通小学校の皆さん(札幌東間税会)



札幌市立澄川西小学校の皆さん(札幌南間税会)



函館市立弥生小学校の皆さん(函館間税会)



函館市立柏野小学校の皆さん(函館間税会)



函館市立亀田小学校の皆さん(函館間税会)



函館市立青柳小学校の皆さん(函館間税会)



各賞受賞の皆さん(岩見沢間税会)



旭川福祉専門学校の皆さん(旭川中間税会)



旭川市立北門中学校の皆さん(旭川中間税会)



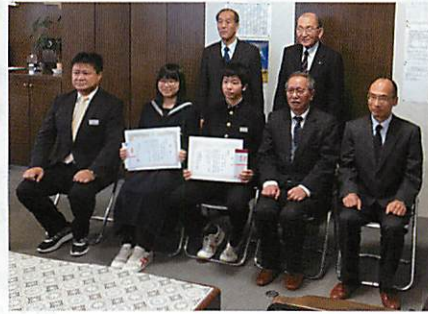
道教育大附属旭川中学校の皆さん(旭川東間税会)



旭川市立明星中学校の皆さん(旭川東間税会)



津別町立津別中学校 内田さん(網走間税会)



美幌町立美幌北中学校の皆さん(網走間税会)



釧路市立鳥取中学校の皆さん(釧路間税会)



釧路市立鳥取西中学校の皆さん(釧路間税会)



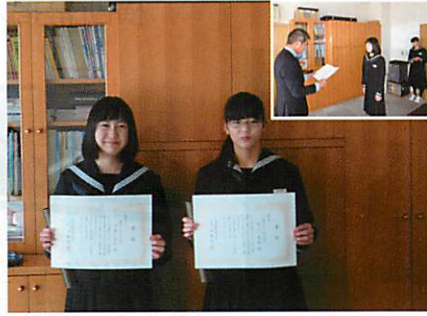
釧路市立景雲中学校の皆さん(釧路間税会)



本別町立本別中央小学校の皆さん(十勝池田間税会)



中標津町立中標津中学校の皆さん(根室間税会)



標津町立川北中学校の皆さん(根室間税会)



標津町立標津中学校の皆さん(根室間税会)

平成28年度「税を考える週間」協賛行事 各地で多彩に開催

「税を考える週間」(11月11日～17日)においては、国民各層により能動的に税の仕組みや目的等を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、効果的・効率的な広報広聴施策を官民挙げて集中的に実施しようというものであり、今年度も各地において講演会等各種行事が開催され、地元新聞等でも大きく報道されるなど、間税会活動を大いにアピールすることにもなりました。

✧「税を考える週間」行事实施状況

(◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事への参加)

単会名	・講 ・演 ・話	税の 作文朗読	研修会	横断幕	税 金 クイズ	税の 標語表彰	街 頭 広 報	書道展 表彰	セミナー	利き酒	懇談会	租税教室 税の相談	標語等 展示
税団協	○	○											
札幌中	◎												
札幌西			◎							◎			
札幌北	○												
札幌東				◎	○	◎							
札幌南						◎							
函館	△				△	◎	○	○	◎	◎		○	○
江差	△							△					
八雲	◎												
小樽	○												
余市			△				○				◎		
倶知安	○		○		○								
岩見沢	◎					◎							
滝川					○	◎							
旭川中					○	◎					○	○	
旭川東					○	◎					○	○	
富良野			○					○					
留萌	○				○		○						
稚内	◎												
室蘭						◎							○
苫小牧			◎							◎			

単会名	・講 ・演 ・話	税の 作文朗読	研修会	横断幕	税 金 クイズ	税の 標語表彰	街 頭 報 告	書道展 表 彰	セミナー	利き酒	懇談会	租税教室 税の相談	標語等 展 示
網 走						◎							
紋 別	○												
北 見													○
釧 路			○			◎							
帯 広	○												
十勝池田	○					◎							
根 室						○							

✧ 講演会開催

11月14日(火)、東京ドームホテルにおいて久保札幌中税務署長の講演会が開催されました。国の財政、消費税の役割などについて分かり易くお話いただき、みな熱心に聞き入っていました。



札幌中間税会

✧ 横断幕掲示と税金クイズ大会開催

札幌東間税会



11月7日から11月18日までの間、菊水円形横断歩道橋(菊水6条4丁目)に「e-Tax」に関する横断幕を掲示(札幌駅方向、新札幌方向に各1枚)し、その利用促進等を広く呼びかけました。また、11月11日(金)には、当会江別支部と他の税務関係団体との共催で江別市コミュニティセンターにおいて来賓等を含む総勢94名参加のもと「税金クイズ大会」が開催されました。参加者は国税に関する問題15、市税に関する問題15の合計30の難題に取り組み、クイズ終了後、正解が発表されるたびに会場内は一喜一憂、大変盛り上がりました。結果は東法人会江別支部会員Bチーム(友愛記念病院)が団体最優秀賞、向一徳(蒼樹大学チーム)さんが個人最優秀賞に輝きました。



✧ 研修会と利き酒会

札幌西間税会(青年・女性部会)

11月28日(月)、ロイトン札幌において青年・女性部会合同研修会が行われました。当日は札幌国税局山根鑑定官室長らを講師にお招きし「ワインのラベルの表示」、「お酒の楽しみ方と利き酒」について講演をいただいたが、大変興味深い内容にみな熱心に耳を傾けていました。その後行われた利き酒会では講演でのわか仕込みの基礎知識をもって、日本酒4種、ビール3種に挑戦しました。利き酒の結果は全問正解は無く、日本酒の部、ビールの部での正解がそれぞれ僅かという状況でしたが、利き酒会場は人が交互に行き交い、そして、自席に7個のグラスを並べて、利き酒と言うよりじっくり味わう人が殆どで、「分らない、難しい」の声と笑いが会場に響き渡るなど、大いに盛り盛り上がった利き酒会となりました。



✧ 「セミナー」と「利き酒会」開催

函館間税会

11月14日(月)、ホテル函館ロイヤルでセミナーが開催され、南波日出喜函館税務署長が「くらしを支える税」と題して、また山根善治札幌国税局鑑定官室長が「お酒の楽しみ方ときき酒について」と題して講演されました。セミナー終了後、恒例の「きき酒会」を開催しましたが、きき酒クイズは10問で、今年は全問正解者が2名、8問正解が11名、次に7問正解が2名という結果でした。引き続き行なわれた懇談会では利き酒の成績優秀者への景品授与などで盛り上がり、盛会裏のうちに終了となりました。



✧ 講演会開催

札幌北間税会(女性部会)

11月9日(水)、札幌サンプラザにおいて間税会はじめ法人会等関係4団体合同(女性部会)の主催で平田健札幌北税務署長の「わが職場を振り返って」と題した講演会が開催されました。経験談を交えた話題豊富な署長のお話に参加者の皆さんは熱心に聞き入っていました。



❖ 講演会開催と税の書道展 **江差間税会**

11月15日（火）、「ホテルニューえさし」に於いて江差税務署の岡直之統括国税調査官による「税の変遷について」、続いて松宮清彦江差税務署長による「税のはなし」と題した講演が行われ、出席者は熱心に耳を傾けていました。また、11月11日から11月17日まで江差町役場、公民館において税に関する書道展が行われました。

❖ 講演会開催 **八雲間税会**

11月1日（火）、瀬棚町「温泉ホテルきたひやま」において、中川敬雅八雲税務署長による講演が行われました。財務省・国税局の機構、海外（オーストラリア）の税務体系、海外子会社との税務関係のお話に参加者は熱心に耳を傾けていました。

❖ 講演会開催 **小樽間税会**

11月14日（月）、ニュー三幸において小樽法人会との共催により齋藤保人小樽税務署長を講師にお招きし、「税務行政の現状と課題」と題した講演会が開催されました。マイナンバー制度、酒税及び酒類行政、東日本大震災からの復興等について経験談を交えてお話いただき、参加者一同熱心に耳を傾けていました。

❖ 街頭広報と税務研修会 **余市間税会**

11月11日（金）、イオン余市店前等において余市法人会、青申会、商工会議所との共催で街頭広報を行いました。当日は土田昌司余市税務署長にもご参加いただき、道行く人にクリアファイル等を配布するなど、「税を



を考える週間」や間税会活動等をPRしました。また同日、余市経済センターにおいて消費税等の税務研修会が開催されたほか、11月17日（木）には余市間税会正副会長と余市税務署との懇談会が行われました。

❖ 講演会、クイズ大会開催 **倶知安地方間税会**



11月16日（水）、ホテル第一会館において税務関係団体との共催で山之内誠二倶知安税務署長の「税の役割と税務署の仕事」と題した講演会のほか、税務担当官による「ダイレクト納付と電子納税証明書の利用について」の研修会が開催されました。研修会終了後、税金クイズ大会（税の雑学クイズ）が開催され10問出題されましたが、全問正解者は無く、9問正解が2名という結果でした。

❖ 講演会開催 **岩見沢間税会**

11月15日（火）、岩見沢平安閣において「税務訴訟の話」と題して、保坂博司岩見沢税務署長による講演会が開催されました。国税不服審判所の役割や不服申立制度について、判例を見ながら分かりやすくご講演をいただきました。



❖ 税金クイズ実施 **滝川間税会**

滝川地方法人会等税務関係団体との共催により「ウルトラクイズ2016」と称するハガキによるクイズの公募を行ないました。クイズに参加することにより税の意義を理解し納税意識の高揚と税についての知識を高めて貰いたいと言う趣旨のもと実施しているものですが、本年も2700余名の応募がありました。



❖ クイズ大会・税の標語展開催 **旭川中・東間税会**

11月13日（日）、アートホテル旭川に於いて法人会と共催で「おもしろ税ミナール！2016」が開催され、一般・会員合わせて約450名が来場しました。

会場内には、先般行なわれた「税の標語」の募集に於いて、旭川中と旭川東の両間税会で応募のあった1054点の作品の中から優秀賞などを受賞した作品や、間税会のポスター（世界の消費税等）を展示したほか、「世界の消費税」クリアファイルの配布を行うなど、税の啓発・間税会のPR活動に努めました。



❖ 税務研修会・税の書道展

富良野地方間税会

11月16日（水）、富良野商工会議所において富良野地方法人会、富良野地方青色申告会連合会、富良野商工会議所との共催で、「税務研修会」が開催され、税務署担当官から、改正税法と相続税について講義していただきました。また、富良野税務署、税理士会富良野部会、富良野地方青色申告会連合会、富良野地方法人会との共催で「税の書道展」が開催され、小中学生から応募のあった作品が富良野沿線5市町村の文化会館等に展示されたほか、応募作品583点のうち25名が表彰されました。



❖ 街頭広報と税務署長講演会等開催

留萌間税会



11月11日（金）、「税を考える週間推進委員会」主催による「街頭広報」が「るもいプラザ」前など市内4箇所において行われました。この日は飯島寛仁留萌税務署長にもご

参加いただき、道行く人に税を考える週間啓発や、期限内納入、電子申告納税利用促進などをPRしました。また、11月14日（月）には留萌産業会館において税務署長講演会と税金クイズ大会が行なわれました。講演会では飯島寛仁留萌税務署長が「最近の税務行政」をテーマにお話されたほか、税金クイズでは税に関する3択問題20問が出題され、参加者は難問に一生懸命取り組んでいましたが、税について改めて考え、知る機会となりました。



❖ 講演会開催 稚内税務署管内間税会連合会



11月29日（火）、稚内サンホテルにおいて、稚内税務署管内間税会連合会（以下「稚間連」）の創立20周年を記念し、札幌国税局岡野泰大課税第二部長による「国際課税と条約交渉」と題した講演が行われ、国際課税における国内法や条約などについて、財務省、外務省在勤中の経験談を交えながら分かりやすくお話しいただき、参加者一同熱心に聞き入っていました。また、連合会体制の下、20年にわたり各種活動を推進し、「適正な申告納税の推進と納税思想の高揚に努め、税務行政の円滑な運営に寄与した」として、稚間連に「札幌国税局長感謝状」が贈呈されました。



❖ 税に関する標語作品展

室蘭間税会

11月11日（金）から17（木）までの間、「税を考える週間実行委員会」の主催により室蘭市民会館、登別市役所、伊達信金コスモホールアトリウムムの三箇所において「税に関する標語作品展」が開催され、会場を訪れた人たちは、生徒さんが税について勉強し一生懸命考えて作った「税の標語」などの作品に見入っていました。

❖ 税務研修会等開催

苫小牧間税会

11月16日（水）、苫小牧市グランドホテルニュー王子にて税務研修会が開催され、苫小牧税務署中川修副署長が「国税査察官の仕事」と題して講演された。研修会終了後は青年部会・女性部会主催による「道産酒を普及する会」が開催され、道産の清酒、ワイン、地



ビールが紹介され、試飲が行なわれるなど、道産酒の味わいを楽しむと共にそのPRにも努めていました。

❖ 講演会開催

紋別間税会

11月14日（月）、みゆきローヤルパレスにおいて、法人会、青申会、納貯連との共催で、和田和也紋別税務署長による「国税査察官（マルサ）の話」と題した講演が行われましたが、「マルサ」ということで参加者は大変興味深く聞き入っていました。



❖ 書道展・標語展

北見間税会

北見市租税教育推進懇話会、法人会、青申会との共催により、11月5日（土）から12月1日（木）までの間、「まちきた大通ビル・パラポ」において「小学生の税の書道展」、「小・中学生の税の標語展」が開催されました。会場には小・中学生から寄せられた書道や標語の作品が展示され、多数の人が訪れ作品に見入っていました。税について改めて考える機会にもなったようです。



会場には小・中学生から寄せられた書道や標語の作品が展示され、多数の人が訪れ作品に見入っていました。税について改めて考える機会にもなったようです。

❖ 税務研修会開催・税の標語展示

釧路間税会

11月17日（木）、釧路センチュリーキャッスルホテルにおいて法人会、青申会、税理士会との共催で、札幌国税局長谷川貴則調査査察部長による「国税庁によるアジア諸



国支援」と題した講演が行われました。講演ではODAにおける技術協力、資金協力等の各事例が紹介されたほか、経験談としてインドネシアでは税務職員の賄賂受取など不正が多く監察官という役職をつくり不正を正すための支援を行ったことや、写真などを基にベトナムの地元住民の生活環境が紹介されるなど、大変興味深いお話に、参加者は熱心に聞き入っていました。

また、釧路間税会は本年度初めて「税の標語」の募集に取り組み、釧路市内の3校の中学校から524点の応募がありました。このうち47点が優秀賞などに選ばれ、各学校に於いて表彰（表彰の写真は別掲）されたほか、これら入選作品についてはイオン釧路店に展示され、足を止めて見入る人や、各校での表彰式が地元紙に大きく報道されるなど、間税会活動を大きくアピールすることになりました。



❖ 講演会開催

帯広間税会

11月11日（金）、ホテル日航ノースランド帯広において、帯広地方法人会（高橋勝坦会長）、帯広税務署管内青色申告会連合会（村上久司会長）との共催により、武田亮帯広税務署長による「くらしを考える税」と題した講演会が開催されました。集まった約90人を前に武田署長は、税の歴史などを紹介の他、現在の国税庁をトップとした課税や調査査察など細部に分かれて



いる機構体制などを説明され、会参加者は熱心に聞き入っていました。また、この講演会については地元紙でも報道されましたが、間税会等税務関係団体の活動の一端を知っていただく機会にもなりました。

❖ 税務講演会等開催

十勝池田間税会

11月15日（火）、十勝池田地方法人会・十勝池田間税会主催で十勝池田法人会豊頃地区会主管により、豊頃町「える夢館」に於いて、税務講演会・特別講演会が開催されました。税務講演会は田中浩幸十勝池田税務署長が「お酒のはなし」というテーマで講演され、

続いて特別講演会として静岡県サイクルツーリズム協議会事務局長佐藤雄一氏（コンセプト（株）代表取締役商環境プロデューサー）が「新たなサイクルツーリズムの潮流」と題して講演され、参加者（48名）は熱心に聞き入っていました。



❖ 講演会と税の作文朗読会開催

税団協

11月11日（金）、札幌プリンスホテル国際館パミールに於いて、北海道税務関係団体連絡協議会（高橋則行会長）主催による「講演と中学生の税についての作文朗読会」



が開催されました。はじめに、高橋会長が「税を考える週間を一つの契機として、税について改めて考えることも決して無駄なことではないと思う」とあいさつしました。講演では山崎浩二札幌国税局長が「税務行政の現状と国税庁の取組」と題して、国税庁の使命、税務行政の運営の考え方（正直者には尊敬的、悪徳者には畏怖的）、



査察調査、国際的な取引への対応、納税環境の整備などについて分かり易く説明されました。また、中学生の税についての作文朗読会では、道内204校8441編の応募作品の中から、札幌国税局長賞などを受賞した6人が作文を朗読しました。6人の作文はいずれも税についてよく勉強したことが伺われ、税の大切さを改めて考えさせられる内容であり、そして堂々と朗読する生徒さんに参加者は感心しながら真剣に聞き入り、朗読後には、それぞれの生徒さんに参加者250余名の盛大な拍手が送られました。



活 動 だ よ り

◆ 青年・女性部会合同研修会開催

—— 札幌中間税会

9月13日(火)、アートホテルズ札幌において、ワマル(株)代表取締役・ライフオーガナイザー谷藤美貴子様を講師にお迎えし、「必ず役立つ整理整頓術～右脳左脳で何をどうかたづけよう?」と題した研修会が開催されました。血液型や右脳、左脳の働きからより良いかたづけ方など興味深いお話をいただきました。研修会終了後、レストランTERRAにて懇親会が行われ会員等の交流が深められました。

◆ 札幌5間税会青年・女性部会合同レク開催

—— 幹事間税会・札幌西間税会

10月1日(土)、札幌5間税会の青年・女性部会の合同レクとして、琴似のサンコーボウルでボウリング大会が行われました。会場内に響く「ゲームスタート!」を合図に参加者はストライクを目指し我こそはとボウルを投げ、ストライクでは歓喜の雄叫びの反面、ピンは思ったように倒れず悪戦苦闘するな場面など、一喜一憂ではありましたが、和気あいあいとした楽しい大会となりました。ボウリング終了後、北海道料理「宮の森」において懇親会が行われましたが、美味しい肉とビールを堪能し、ボウリング談義に花が咲きました。



◆ 創立30周年記念研修会

—— 札幌北間税会女性部会

10月21日(金)、札幌サンプラザにおいて、三井住友海上あいおい生命保険(株)の小坂明裕様を講師にお招きし「介護に関する税金のいろいろ」と題して、「札幌北間税会女性部会創立30周年記念研修会」が開催され、税金と医療・介護の関係や知っているようで知らない介護の実情などをお話いただきました。研修会終了後行われた懇親会では、美味しい料理をいただき、「岩崎和子とふれっしゅみんとは～もに～」のステージを楽しみ、30周年をお祝いしました。



◆ パークゴルフ大会開催

—— 札幌南・札幌東間税会

9月7日(水)、天然温泉森の湯「山根園パークゴルフコース」において、札幌南間税会と札幌東間税会の合同親睦パークゴルフ大



会が開催されました。残暑が残る秋晴れのもと32名のご参加をいただき、パークゴルフを堪能していただきました。熱気あふれるプレー後はジンギスカンに舌鼓を打ち、森の湯で汗を流し、充実したひと時となりました。

◆ ワインセミナー開催

—— 小樽間税会

12月2日(金)、シニアソムリエ阿部眞久氏(NPO法人ワインクラスター北海道代表理事)を講師に招き、ワインを飲みながらワインに関する知識や酒税への理解を深めるセミナーを開催しました。「果実酒の消費量と課税出荷額の推移」、「北海道産ワインの評価と展望」などの説明をいただき、その後、阿部シニアソムリエが厳選したワインと料理を味わい、頭もお腹も大満足のセミナーになりました。



◆ 青年・女性部会合同税務研修会開催

—— 旭川中・東間税会(青年・女性部会)

11月21日(月)、旭川商工会議所において旭川中・東税務署幹部による「誤り易い消費税の実務」と題した研修と「税金クイズ」が行われました。クイズでは16問出題され、参加者は難問にチャレンジしていましたが、その後、1問ずつ解答があり1時間30分の研修を終えました。



◆ 研修会開催

—— 旭川中・東間税会

11月28日(月)、旭川グランドホテルにおいて、法人会との共催で、はまぐち総合法務事務所濱口貴行代表による「社会保険手続きや給与計算実務、マイナンバーなど社内労務監査のやり方」の研修会が行われました。参加者一同興味深く聞き入っていましたが、この研修を通じてマイナンバーの大事さを再確認したところです。



◆ 「国税局と税団協との協議会」開催

9月6日(火)、ニューオータイン札幌において、札幌国税局と北海道税務関係団体連絡協議会(税団協)との協議会が開催されました。協議会では、税団協構成員である各団体(税理士会、道法連、道青連、道納連、北間連)から28年度事業活動等について、また、国税局からは税務行政の現状等について説明が有り、その後意見交換が行われましたが、今後とも各団体は適正な申告と納税に努め、円滑な税務行政に寄与出来るよう活動を推進していくべく、意を新たにしました。



「消費税期限内完納推進宣言」実施!! ～北海道税団協

11月11日（金）、北海道税務関係団体連絡協議会（高橋則行会長）は、札幌プリンスホテル国際館パミールに於いて「消費税期限内完納推進宣言式」を開催した。この宣言式は、同ホテルで「税を考える週間」行事として開催された「札幌国税局長講演会」（250余名参加）に引き続いて行われたものであり、式典には山崎浩二札幌国税局長、同協議会構成5団体（北海道税理士会、北海道法人会連合会、北海道青色申告会連合会、北海道納税貯蓄組合連合会、北海道間税会連合会）の各会長が出席した。初めに、5団体の総意として「消費税の滞納未然防止が国の財政基盤を安定させる上で極めて重要であり、税務当局と密接な連携のもと各団体が一丸となって、消費税の期限内完納推進のため各種施策に積極的に取り組む」と高らかに宣言。続いて、各団体会長整列の下、高橋会長より山崎局長に宣言書が手交された。



消費税期限内完納推進宣言

北海道税務関係団体連絡協議会は、北海道税理士会、北海道法人会連合会、北海道青色申告会連合会、北海道納税貯蓄組合連合会、北海道間税会連合会の5団体で構成されており、各団体の相互理解と連携を深め、税務行政の円滑な運営に資することを基本理念として、正しい税知識の普及と納税道義の高揚を図るなど、適正な申告と納税に向けた各種活動を推進してきた。

ところで、消費税が導入されてから27年が経過したが、この間、消費税は国税収入の基幹税として重要な役割を担ってきたところであり、平成28年度一般会計歳入当初予算においては、国税収入の約3割を占めるなど、社会保障費等の財源としてその重要性は増すばかりである。

一方、消費税の滞納残高は減少してきているものの、他の税目と比べ依然として高い水準にある。

そこで、当協議会としては更なる納税道義の高揚を図り、消費税の滞納未然防止等に努めていくことが国の財政基盤を安定させる上で極めて重要であることを改めて認識し、税務当局との密接な連携のもと、傘下の各団体が一丸となって、消費税の期限内完納推進のための各種施策に積極的に取り組むことをここに宣言する。

平成28年11月11日

北海道税務関係団体連絡協議会

構成団体 北海道税理士会

(一社)北海道法人会連合会

北海道青色申告会連合会

北海道納税貯蓄組合連合会

北海道間税会連合会

★★ 各地で消費税期限内完納に向けたリーフレット作成 ★★

消費税期限内完納に向けた備蓄預金への取り組みなどを呼びかけるリーフレットを作成し、会員に配布するとともに、金融機関に備え置きを依頼しその周知を図るなど、消費税期限内完納に向けた活動が各地で展開されています。この活動は各地区の納貯連等と連携して行われていますが、これまで北見、網走、小樽、岩見沢、釧路、名寄、稚内、浦河、帯広、留萌の間税会で実施され、現在準備中のところもあるなど、今後の活動が期待されるところです。



全間連第14回指定モデル会～札幌東間税会に指定

平成28年9月20日（火）、岡山にて開催された全間連第43回通常総会に於いて、札幌東間税会が第14回指定モデル会（2年間）に指定され、モデル会指定書の交付を受けました。また、これまで第13回指定モデル会として鋭意活動を展開してきた岩見沢間税会に感謝状が贈られました。



消費税の軽減税率制度が実施されます

平成 28 年 11 月 28 日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が公布され、消費税率の 8% から 10% への引上げ時期が、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更となりました。

今回の消費税法等の改正に伴い、軽減税率制度の実施時期をはじめとする各種制度について、次のとおり改正されています。

内 容	改 正 前	改正後（平成 28 年 11 月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 10 月 1 日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 33 年 3 月 31 日	平成 31 年 10 月 1 日 ～ 平成 35 年 9 月 30 日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成 33 年 4 月 1 日	平成 35 年 10 月 1 日
税額計算の特例の対象者	中小事業者*以外の事業者も対象	中小事業者*のみが対象

※ 「中小事業者」とは、基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者をいいます。

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「[消費税の軽減税率制度について](#)」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)
 - ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
 - ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

(注) 軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

5,000 万円超の国外財産を保有されている方へ

「国外財産調書制度」のお知らせ

居住者の方で、平成 28 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、平成 29 年 3 月 15 日までに、住所地等の所轄税務署長に提出しなければなりません。



国外財産調書制度には、適正な提出を確保するために、加算税の軽減・加重措置、罰則規定が設けられています。



国外預金



国外不動産 などの..

国 外 財 産

※ 国外財産調書は、e-Tax でも提出することができます。

「財産債務調書制度」のお知らせ

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、平成 28 年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が 2,000 万円を超え、かつ、平成 28 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、平成 29 年 3 月 15 日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

土地、建物、現金、預貯金、貸付金、
有価証券、貴金属類、書画骨とう品及び
美術工芸品などの..

借入金、

未払金などの..

財 産

債 務

財産債務調書制度には、適正な提出を確保するために、加算税の軽減・加重措置が設けられています。



※ 財産債務調書は、e-Tax でも提出することができます。

詳しくは国税庁HPをご覧ください
<http://www.nta.go.jp>

国税庁 国外財産

又は

国税庁 財産債務

検索

クリック!

【国税広報参考資料】



消費税・地方消費税（個人事業者）の
確定申告と納税は正しくお早めに！

「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」は、画面に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、申告書等が作成でき、作成したデータは、印刷して書面提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用してインターネットで自宅などから申告・納税（ダイレクト納付）することができます。

納付期限と振替納税の利用について



納期限・・・平成29年3月31日（金）
振替日・・・平成29年4月25日（火）
振替納税は、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。金融機関等に出向く必要がなく、大変便利で確実な振替納税をぜひご利用ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

【国税広報参考資料】



お知らせ 申告書や申請書等には
マイナンバーの記載が必要です!!
社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには

123... **マイナンバーの記載**

+

**本人確認書類の
提示又は写しの添付
が必要です**



マイナちゃん

～本人確認書類～

- ◆マイナンバーカードをお持ちの方
マイナンバーカードだけで、本人確認が可能です。
- ◆マイナンバーカードをお持ちでない方
《番号確認書類として》●通知カード●住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうちいずれか1つ
《身元確認書類として》●運転免許証●公的医療保険の被保険者証●パスポート などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報は、
国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

【国税広報参考資料】



給与所得者の確定申告

給与所得者で確定申告が必要な方

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える場合
- ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額の合計額が20万円を超える場合 など

給与所得者で確定申告をすれば税金が戻る方

- ・雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受ける場合などで、源泉徴収された税金が納めすぎになっている場合 など

確定申告書の作成に当たっては、**『復興特別所得税額』欄の記載漏れのないようご注意ください。**

※申告されるすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコン等から申告書を作成することができます。当コーナーでは、給与所得者又は年金所得者の方向けの申告書作成画面をご用意しています。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

【国税広報参考資料】



確定申告に関するお問合せはお電話で！
～ご不明な点等はお電話で問い合わせることができます～

▶ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**
作成コーナーの操作方法などに関するご質問

▶月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）
受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。上記の電話番号がご利用できない場合は、03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金となります）。間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えのないようご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダライタの設定などに関するご質問
▶月曜日～金曜日 9:30～20:00 ▶土日祝日 9:30～17:30（年末年始を除きます。）
受付時間は、変更される場合がありますので、内閣官庁のホームページでご確認ください。上記の電話番号がご利用できない場合は、050-3818-1250をご利用ください（通常の通話料金となります）。

▶ 税務相談などに関するお問合せ

最寄りの税務署にお電話いただけますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp